

諮問番号：令和元年度諮問第41号

答申番号：令和元年度答申第38号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人が処分庁による保護申請書類の提出指示に従わない旨の意思表示をしたことを受けて、処分庁が行った原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当であり、お金がなく生存できないため、保護の開始を求める。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人は、処分庁からの書類提出依頼に対し、理由を述べることなくこれを拒否しており、生活保護法（以下「法」という。）第24条第1項に定める申請書を作成することのできない特別の事情があるとは認められないことから、法第28条第5項の規定により、本件申請を却下したものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

#### 2 保護の開始を申請する者は、申請書に必要な書類を添付しなければならないとされ、保護の決定又は実施のため必要があるとして保護の実施機関が求めた報告を当該要保護者がしないときは、保護の開始の申請を却下することができることとされている。本件において処分庁が提出を求めた書類は、金融機関等調査の同意書及び通帳の写しであり、いずれも要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要なものと認められるが、処分庁が複数回にわたりこれらの書類の提出を求めたのに対し、請求人は、理由を明らかにしないまま、その都度これに従わない旨を文書により回答しており、意図的に書類の提出を拒んでいることが認められる。

このため、処分庁は、請求人が特別の事情なく生活保護申請書類の提出を拒んだために生活保護の要否に係る調査を行えないとして、法第28条第5項により本件申請を却下したものであり、これら原処分における一連の経緯に違法又は不当な点は認められない。

なお、保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、速やかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

ないとされているが、処分庁は請求人宅を訪問し請求人の状況を確認していること、請求人は処分庁からの連絡文書を受け取った後、間を置かずに自身の主張を記載した文書を複数回にわたり処分庁に郵送していることなど、請求人が急迫した状況にあるとは認められないことから、処分庁が職権による保護を開始しなかったことに特段の不合理は点はない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年2月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護の開始を申請する者は、特別の事情があるときを除き、要保護者の資産及び収入の状況や、保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項等を記載した申請書に、必要な書類を添付して保護の実施機関に提出しなければならないとされている（法第24条第1項及び第2項）。

そして、保護の実施機関は、保護の決定、実施等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求めるとされており（法第28条第1項）、要保護者が当該報告をしなかったとき等は、保護の申請を却下することができる（法第28条第5項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、訪問調査や提出資料によっても収入状況等に不明な点が残る場合には、保護の実施機関が収入状況に関し関係先に資料の提供を求めると等に同意する旨を記し署名捺印した書面（以下「同意書」という。）を申請者から提出させるようにすることとされている。そして、保護申請中の者から同意書が提出されないため、関係先調査ができない場合には、同意書を提出しなければ適切な保護の決定が困難となることや、法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、それでもなお同意書の提出を拒む場合には、法第28条の規定に基づき保護申請を却下することについて検討する必要があるとされている。

そこで本件についてみると、処分庁が請求人に提出を求めた同意書及び通帳の写しは、いずれも要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類であると認められる。そして、処分庁が複数回にわたってこれらの書類の提出を求めたにもかかわらず、請求人は理由を明らかにしないまま、その都度これに従わない旨を文書により回答し、書類の提出を拒んだことから、

処分庁は、生活保護の要否に係る調査を行えないとして、法第28条第5項により本件申請を却下したものであり、これら原処分における一連の経緯に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおりに、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子